

名古屋市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、名古屋市（以下「本市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2条 この要綱において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第 3条 この要綱は、本市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第 4条 この要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 省エネに係る情報提供、簡易的ダイヤモンド・レスポンスの取組
- イ 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(評価)

第 5条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、名古屋市環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表）により算定し、その評価点等を名古屋市環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書（別記様式）に記載し、申請期限までに競争入札参加資格等確認申請書とともに、競争入札参加資格等確認申請書提出先に提出するものとする。

2 市長は、小売電気事業者から提出された前項の証明書の内容を確認し、別表に定める基準を満たす者を、本要綱における競争入札適合者とする。

(委任)

第 6条 この要綱により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月 1日から施行する。

別表

名古屋市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※ 1）しており、かつ、①令和4年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が70点以上であること。①から③の得点の合計が70点に満たない場合、①から③の得点に④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を以下の表に当てはめた場合の得点を加えた合計が70点以上であること。

基本項目	区分	配点
①令和4年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh） ※ 2	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況 ※ 3	0.675 % 以上	10
	0 % 超 0.675 % 未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 ※ 4	10.0 % 以上	20
	5.0 % 以上 10.0 % 未満	15
	2.50 % 以上 5.00 % 未満	10
	0 % 超 2.50 % 未満	5
	活用していない	0

加点項目	区分	配点
④省エネに係る情報提供、簡易的ダイヤモンド・リスパンスの取組・地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組 ※ 5	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※ 2 「令和4年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）」とは、小売電気事業者の令和4年度の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）をいう。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※ 3 「令和4年度の未利用エネルギー活用状況」とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を②令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

$$\text{（算定方式）} \\ \text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

- (1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
 - (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
 - (3) 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
 - (4) 令和4年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
- ※ 4 「令和4年度の再生可能エネルギー導入状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

$$\text{（算定方式）} \\ \text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
 - ②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
 - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
 - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
 - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
 - ⑥令和4年度の供給電力量（需要端（kWh））
- (1) 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及

びバイオマス) による電気を対象とする。

(2) 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。他電気事業者への販売分は含まない。

(3) 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他電気事業者への販売分は含まない。

※ 5 「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」について、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容は、次のとおり。

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること